

福山市立伊勢丘小学校 不祥事防止校内委員会 運営規定

(目的)

第1条 この規定は、学校として不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土及び文化を確立するとともに、個々の教職員の自律を補強し、組織体としての学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止校内委員会は、次の者をもって構成する。

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭
- ・場合により保健主事、学年主任等も含む

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止校内委員会は、校長が召集する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止校内委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ・ 不祥事防止に関する年間計画の作成
- ・ 職員の不祥事防止に対する日常的な啓発
- ・ 不祥事防止のための研修の企画・実施
- ・ 不祥事防止チェックリストの作成・活用
- ・ 教育課程の適正な管理
- ・ その他、状況に応じ、目的を達成するための取組

(その他)

第5条 毎月9日を「こころの相談窓口」とし、9日が祝日や休日の場合は、休みの翌日とする。

第6条 相談窓口は、不祥事防止校内委員会の構成員が担当する。

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会運営等に必要な事項は、校長が定める

附則 この規定は、平成22年4月 1日より施行する。

附則 この規定は、平成23年4月 1日より施行する。

1 教職員の不祥事防止に対する日常的な活動と啓発

- (1) 各主任を中心とした連携と相談体制の充実
- (2) 早期対応のため、管理職への連絡報告の確立
- (3) 規範意識の確立のために、「伊勢丘教職員実践5項目」の周知徹底
子どもを見つめましょう 時間(5分前行動)と期限・期日を守りましょう
服装を整え、机上进行整理しましょう 報告・連絡・相談をしましょう
地域が見える自分になりましょう
- (4) 職場モットーの徹底「情報管理 責任もって完全に！」
- (5) 毎月9日を「こころの相談日」とする。(但し、祝・休日の場合は翌日とする)
相談窓口の担当教諭等を児童・保護者等へ周知する。

2 年間活動計画

月	活動内容	研修内容・資料等
4	第1回不祥事防止校内委員会 服務研修 ・教育公務員のあり方, 心得 ・服務規律の確保 ・児童理解と体罰防止	年間活動計画確認 教職員による不祥事の根絶(改訂版) P1, P39, P29~31 ロールプレイ
5	第2回不祥事防止校内委員会(主任会) 第3回不祥事防止校内委員会(主任会)	教職員による不祥事の根絶(改訂版)P40
6	第4回不祥事防止校内委員会(主任会) 服務研修 ・個人情報の管理徹底 ・教職員の選挙活動 ・文書管理と個人情報管理	教職員による不祥事の根絶(改訂版)P23 学校管理・運営関係資料等 学校作成資料, 新聞記事等 市・県教委通知等
7	第5回不祥事防止校内委員会	情報交流
8	第6回不祥事防止校内委員会(主任会) 服務研修 ・児童理解と体罰防止 ・セクシュアルハラスメント防止 ・教育公務員として行動の在り方	学校管理・運営関係資料等 市・県教委通知等 教職員による不祥事の根絶(改訂版) P7・9
9	第7回不祥事防止校内委員会(主任会)	情報交流
10	第8回不祥事防止校内委員会(主任会) 服務研修 ・児童理解と児童虐待対応防止 ・安全運転の心得	学校管理・運営関係資料等 市・県教委通知等 教職員による不祥事の根絶(改訂版)P21
11	第9回不祥事防止校内委員会(主任会) 第10回不祥事防止校内委員会	情報交流
12	第11回不祥事防止校内委員会(主任会) 服務規律 ・飲酒運転の防止 ・文書管理と個人情報管理	学校管理・運営関係資料等 市・県教委通知等 教職員による不祥事の根絶(改訂版)P19
1	第12回不祥事防止校内委員会(主任会)	情報交流
2	第13回不祥事防止校内委員会(主任会) 服務研修 ・学級諸費会計 ・公金取扱	学校管理・運営関係資料等 市・県教委通知等 教職員による不祥事の根絶(改訂版)
3	第14回不祥事防止校内委員会(主任会) 第15回不祥事防止校内委員会 年間のまとめ ・課題整理と次年度計画	情報交流 教職員による不祥事の根絶(改訂版)P45

ゴシック字は直接相談窓口にあたる委員会